

漁業法第32条第2項の規定に基づき三重県知事が行う助言、指導又は勧告に関する運用指針

第1 くろまぐろ（小型魚）

くろまぐろ（小型魚）（体重が30kg未満のくろまぐろをいう。以下同じ。）に係る漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第32条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告の運用は、次の1から2までに定めるとおりとする。

1 法第32条第2項第1号に掲げる場合

- (1) 法第32条第2項第1号に掲げる場合において、知事が行う指導又は勧告は、次の表のとおりとする。

知事管理区分におけるくろまぐろ（小型魚）の漁獲量の総量の当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量に占める割合	当該知事管理区分においてくろまぐろ（小型魚）の採捕をする者に対して知事がする指導又は勧告の内容
80パーセントを超えたとき	当該知事管理区分におけるくろまぐろ（小型魚）の漁獲量が、急激に積み上がらないよう指導
90パーセントを超えたとき	当該知事管理区分におけるくろまぐろ（小型魚）の漁獲量が、当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量を超過しないよう、具体的な管理措置を勧告

- (2) (1)の規定にかかわらず、くろまぐろ（小型魚）の特性及びその採捕の実態等を勘案し、当該知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕するくろまぐろ（小型魚）の漁獲量が、当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量を超えない見込みであると、知事が認めるときは、この限りでない。

2 法第32条第2項第2号に掲げる場合

- (1) 法第32条第2項第2号に掲げる場合において、知事が行う指導は、次の表のとおりとする。

くろまぐろ（小型魚）に係る全ての知事管理区分における漁獲量の総量の当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の合計に占める割合	当該全ての知事管理区分のいずれかにおいてくろまぐろ（小型魚）の採捕をする者に対して知事がする指導の内容
90パーセントを超えたとき	当該全ての知事管理区分におけるくろまぐろ（小型魚）の漁獲量の総量が、当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量を超過しないよう、具体的な管理措置の実施の指導

- (2) (1)の規定にかかわらず、くろまぐろ（小型魚）の特性及びその採捕の実態等を勘案し、当該全ての知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕するくろまぐろ（小型魚）の漁獲量の総量が、当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量を超えない見込みであると、知事が認めるときは、この限りでない。

第2 くろまぐろ（大型魚）

第1に定める規定は、くろまぐろ（大型魚）（体重が30kg以上のくろまぐろをいう。以下同じ。）に係る法第32条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告について準用する。

第3 くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）以外の特定水産資源

特定水産資源（法第11条第2項に規定する特定水産資源のうちくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）以外のものをいう。以下、「特定水産資源」という。）に係る法第32条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告の運用は、次の1から2までに定めるとおりとする。

1 法第32条第2項第1号に掲げる場合

- (1) 法第32条第2項第1号に掲げる場合において、知事が行う助言又は勧告は、次の表のとおりとする。

知事管理区分における当該特定水産資源の漁獲量の総量の当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量に占める割合	知事が当該知事管理区分において当該特定水産資源の採捕をする者に対してする助言又は勧告の内容
90パーセントを超えたとき	当該知事管理区分における当該特定水産資源の漁獲量が、急激に積み上がらないよう助言
95パーセントを超えたとき	当該知事管理区分における当該特定水産資源の漁獲量が、当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量を超えないよう、具体的な管理措置を勧告

- (2) (1)の規定にかかわらず、当該特定水産資源の特性及びその採捕の実態等を勘案し、当該知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕する当該特定水産資源の漁獲量が、当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量を超えない見込みであると、知事が認めるときは、この限りでない。

2 法第32条第2項第2号に掲げる場合

- (1) 法第32条第2項第2号に掲げる場合において、知事が行う指導は、次の表のとおりとする。

当該特定水産資源に係る全ての知事管理区分における漁獲量の総量の当該全ての知事管理区分に係る都道府県別漁獲可能量の合計に占める割合	知事が当該全ての知事管理区分のいずれかにおいて当該特定水産資源の採捕をするものに対してする指導の内容
90パーセントを超えたとき	当該全ての知事管理区分における当該特定水産資源の漁獲量の総量が、当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量を超えないよう、具体的な管理措置の実施の指導

- (2) (1)の規定にかかわらず、当該特定水産資源の特性及びその採捕の実態等を勘案し、当該全ての知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕する当該特定水産資源の漁獲量の総量が、当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量を超えない見込みであると、知事が認めるときは、この限りでない。

附則

(施行期日)

- 1 この指針は、令和3年1月1日から施行する。